

**短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案（パート労働法改正案）
民主党案と政府案の主な違い**

民 主 党	政 府
題 名	
「短時間労働者と通常の労働者との均等な待遇の確保等に関する法律」に変更	従来どおり
正社員とパート労働者の均等待遇	
<ul style="list-style-type: none"> ・ すべてのパート労働者を対象に、パート労働者であることを理由とする差別的取扱いを禁止。（第五条の二） ・ パート労働者の均等待遇の確保を図る際に、通常の労働者の労働条件を合理的な理由なく低下させないようにする。（第三条第二項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別的取扱いが禁止されるのは「正社員と同視すべきパート労働者」のみ。（第八条） ・ 対象となるパート労働者が何人いるのか不明。厚労大臣は「4～5%」と委員会答弁。
正社員化の促進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員募集の際、現に雇用する同種の業務に従事するパート労働者について、応募の機会の優先的な付与・優先的な雇入れ等が行われるようにする。（第七条の二） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員への転換を推進するための措置（正社員募集のパート労働者への周知、配置転換を希望する申出の機会の付与、正社員への転換試験制度の創設）のうちどれかを実施。（第十二条）
事業所ごとの均等待遇の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 均等待遇等検討委員会の設置。 （第七条の五） ・ 均等待遇等推進者の選任義務化。 （第九条） 	<p align="center">な し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間雇用管理者の選任努力義務。（従来どおり） （第十五条）